

不良債権の状況

リスク管理債権の引当・保全状況

当金庫では、融資業務にあたり地域金融機関として、健全性・公共性重視の観点で取り組んでおりますが、金融機関において経営の健全性を示す重要な情報として、当金庫のリスク管理債権の状況は右記のとおりであり、より透明性の高い開示を行っております。

(単位: 百万円、%)

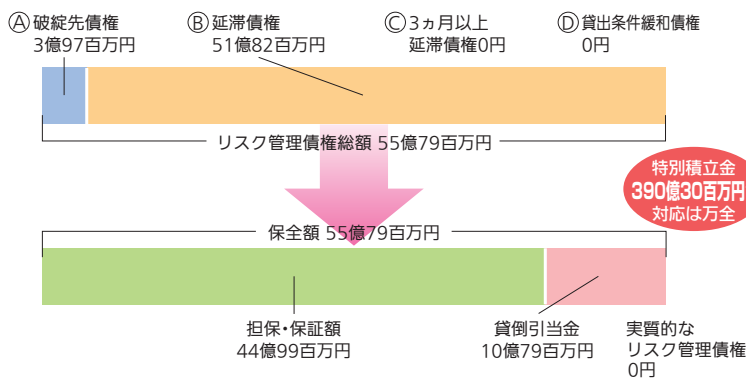
区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	実質的なリスク管理債権 (D)=(A)-(B)-(C)	保全率 (%) (B+C)/(A)
破綻先債権	令和元年度	323	174	149	0	100.0
	令和2年度	397	204	192	0	100.0
延滞債権	令和元年度	3,505	2,848	657	0	100.0
	令和2年度	5,182	4,295	887	0	100.0
3か月以上延滞債権	令和元年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和元年度	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-
合計	令和元年度	3,828	3,022	806	0	100.0
	令和2年度	5,579	4,499	1,079	0	100.0

注: 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 注1: 「破綻先債権」は、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法・破産法・民事再生法等の法的手続きが生じている債務者や手形交換所又は電子債権記録機関において取引の停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。
- 注2: 「延滞債権」は、未収利息を利益に計上していない貸出金で、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 注3: 「3か月以上延滞債権」は、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- 注4: 「貸出条件緩和債権」は、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- 注5: 「担保・保証額」は、自己査定基準に基づいて計算した担保の処分可能見込額および信用保証協会等の保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 注6: 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 注7: 「実質的なリスク管理債権(D)」は、(A)から(B)および(C)を控除した債権です。
- 注8: 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- 当金庫の実質的なリスク管理債権はございませんが、特別積立金390億30百万円の十分な蓄えがあり、リスク管理債権への対応は万全であります。
- なお、ご参考までに当期末における関係項目の金額、比率を次に記載いたしました。
- 特別積立金 390億30百万円
自己資本比率 16.44%(国内基準)

リスク管理債権に対する備え

当金庫のリスク管理債権の取り組みは万全です。令和3年3月末におけるリスク管理債権の総額は55億79百万円。このうち担保・保証額と貸倒引当金により保全される部分が55億79百万円あり、保全率は100%となっております。さらに実質的なリスク管理債権はございませんが、特別積立金390億30百万円と十分な蓄えがあり、リスク管理債権への対応は万全であります。



(単位: 百万円、%)

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

地域金融機関として、情報開示により透明性を発揮する観点より、金融再生法に基づく貸出金以外の対象債権を加えた当金庫の開示債権及び同債権に対する保全状況は、右記のとおりであります。

(単位: 百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (%) (b)/(a)	引当率 (%) (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	令和元年度	3,828	3,828	3,022	806	100.0	100.0
	令和2年度	5,579	5,579	4,499	1,079	100.0	100.0
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	1,214	1,214	850	363	100.0	100.0
	令和2年度	1,618	1,618	1,219	399	100.0	100.0
危険債権	令和元年度	2,614	2,614	2,171	442	100.0	100.0
	令和2年度	3,960	3,960	3,280	680	100.0	100.0
要管理債権	令和元年度	-	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-	-
正常債権	令和元年度	165,652					
	令和2年度	173,969					
合計	令和元年度	169,480					
	令和2年度	179,548					

注: 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 注1: 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 注2: 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 注3: 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 注4: 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 注5: 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 当金庫の実質的な金融再生法上の不良債権はございませんが、特別積立金390億30百万円の十分な蓄えがあり、不良債権への対応は万全であります。